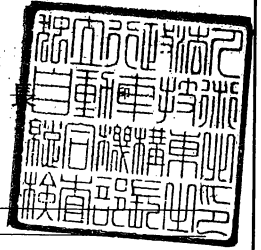




自東北第192号
令和4年12月22日

東邦車輛株式会社
取締役社長 辻 和弘 殿

独立行政法人自動車技術総合機構
東北検査部



改造概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）

【指示事項】

複数台数届出とする。なお、当該通知書等の写しは交付できない。
本改造は車台番号「TF2523-88161」「TF2523-88162」の2台に限る。
現車審査の際には本紙を提示すること。

【特記事項】

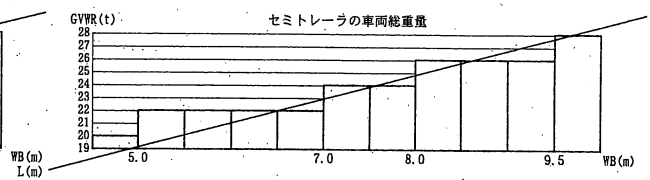
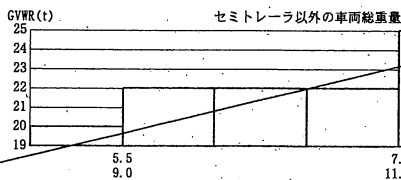
けん引自動車については次により検討した。日野 QPG-SH1EDDG（第5輪11.5t）

主要諸元比較表

標準車欄の類別等を記載する。(2003)

項 目	標準車	改造車	基準・限度	項 目	標準車	改造車	基準・限度	
車 名	東邦	←←←		乗車定員 人	-	-		
型 式	TF2523	TF2523改		最大積載量 kg	25000	21000		
自動車の種別	普通	←←←		車 両 総重量 kg	前前軸重	-	10500 (14290kg)	
用 途	貨物	←←←			後前軸重	-	9495 (12535kg)	
車体の形状	セミトレーラ	ダンプセミトレーラ			後中軸重	-	≤ 10t (- kg)	
燃料の種類	-	-			後後軸重	-	9495 (12535kg)	
原動機の型式	-	-			計	-	29490 (≤ 36t (36480kg))	
総排気量(L)又は定格出力(kW)	-	-		最大安定傾斜角度°	左	49	43 (一般≥35°)	
長 さ m	11.640 (10.500)	7.705 (6.755)	≤ 13m		右	49	43 (その他≥30°)	
幅 m	2.480	2.490	≤ 2.5m	タイヤ サイズ	前前軸	-	-	
高 さ m	-	3.750	≤ 3.8m		後前軸	11R22.5-16PR	←←←	(10900kg)
軸 距 m	7.150+1.300 =8.450	4.200+1.300 =5.500	計算上:4.850m		後中軸	-	-	-
	前軸	-	-		後後軸	11R22.5-16PR	←←←	(10900kg)
荷台の内側の寸法	長さ m	-	7.000	前輪荷重割合	空 車	-	-	
	幅 m	-	2.300		積 車	-	-	≥18, 20%
	高さ m	-	0.850	リヤ・オーバーハング m	2.050	1.005	≤1/2, 11/20, 2/3L (2.750m)	
車両重量	前前軸重	-	2490	荷台オフセット m	3.050	1.850		
	後前軸重	-	3000	最小回転半径 m	-	6.9	≤ 12m	
	後中軸重	-	-					
	後後軸重	-	3000					
	計	5710	8490					

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満（1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合）
隣接軸重	kg ≤ 18t	kg ≤ 20t	18990kg ≤ 19t

能力強度等検討

制 動 能 力	踏 力	- N - km/h - m	車 軸 強 度	$\sigma B/\sigma$	- / - = - ≥1.6
	空気圧	kg		$\sigma Y/\sigma$	- / - = - ≥1.3
推 進 軸	回 転 数	Nc/Np - / - = - ≥1.3	操 縦 装 置 強 度	$\sigma B/\sigma$	- / - = - ≥1.6
	強 度	$\sigma B/\tau$ - / - = - ≥1.6	緩 衝 装 置 強 度	$\sigma B/\sigma$	1814.2 / 255×2.5 = 2.85 ≥1.6
車 枠 強 度		$\sigma B/\sigma$ 400 / 52.910×2.5 = 3.02 ≥1.6	制 動 装 置 強 度	$\sigma Y/\sigma$	1274.9 / 255×2.5 = 2.00 ≥1.3
		$\sigma Y/\sigma$ 235 / 52.910×2.5 = 1.77 ≥1.3	連 結 装 置 強 度	$\sigma B/\sigma$	- / - = - ≥1.6

注1：能力強度等検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。
注2：指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
注3：現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。

Y43909

改造等の概要

目的	東邦TF2523型セミトレーラを分割可能な積載物品（土砂）の安全輸送をはかるため変更する。
車枠及び車体	標準車の軸距間にあたる主フレームの後部を短縮する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	ばねサイズを1150×90×16-7から1150×90×18-7に変更する。
連結装置	
燃料装置	
電気装置	



注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。

なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

注3：自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。（第67条関係）